



税理士による

確定申告【所得税・消費税】

土・日も開催！

事前予約は、
会員限定です。



個別無料相談会

野田商工会議所では、『千葉県税理士会柏支部』のご協力により会員事業所の皆様に『確定申告』【所得税・消費税】が円滑に行えるように、税理士による個別無料相談会を実施します。すでに申告書作成済の場合は、提出前の確認としてもご利用頂けます。また、事業主の皆様に代わり申告書の提出【お預かり→税務署へ提出〔受付印押印〕→返却】も行います。お気軽にご利用下さい。〔事前予約・申告書の提出は、会員限定とします。〕

日時	2月18日(月) ～ 3月1日(金) ※平成25年2月18日(月)～2月22日(金) 午前【10時～12時】 平成25年2月23日(土)～3月1日(金) 午前【10時～12時】、午後【13時～15時】 ※スケジュールは、裏面を参照して下さい。	☞相談内容 □確定申告〔申告書の作成・所得税額の算出・消費税関係〕 ※個人事業所及び代表者等の個人の申告に限らせていただきます。 ☞持参していただくもの □『税務署から配布された書類』 〔申告書・青色決算書(収支決算書)〕 □月別集計表 〔『収入金額』、『仕入金額』、『必要経費』〕 □減価償却資産に変更〔取得・喪失〕がある場合は、金額が分かるもの □健康保険料〔国民健康保険・社会保険〕及び介護保険料の金額が分かるもの □控除証明書〔国民年金・生命保険・損害保険・地震保険・小規模企業共済等〕 □その他〔住宅ローンの残高証明書・医療費の領収書等〕 □印鑑〔シャチハタ印は不可〕 □前年度の確定申告書・青色決算書(収支決算書)
場所	野田商工会議所 (樺のホール5階)【野田市中野台168-1】 ※駐車場の台数に限りがありますので、公共の交通機関等ご利用下さい。	
相談員	千葉県税理士会柏支部より 税理士 各日1名	
申込	事前予約をお願いします。【予約は会員のみ】 ※裏面に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい	
その他	以下は、相談対象外となります。 □『法人事業所』、『農業所得』、『譲渡所得』、『相続』等に関するご相談	

※非会員事業所・一般の方等の「事前予約・申告書提出の預かり」等は、行っていません。

お問合先

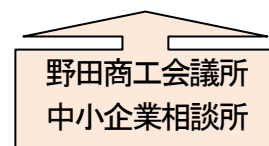
野田商工会議所 中小企業相談所 ☎: 04-7122-3585 メール: info@nodacci.or.jp 担当: 平井まで



裏面にご記入の上、FAX(電話・メールも可)にてお申し込み下さい。



04・7122・7185



下記にご記入の上、FAX(電話・メールも可)にてお申し込み下さい。

税理士による確定申告個別無料相談会申込書

《平成25年2月18日～3月1日》

☞必要事項を全てご記入ください。

事業所名		会員区分等 どちらかに☑	☒ 野田商工会議所会員 ☒ 非会員 及び 一般
氏 名	〔携帯電話 () () () 〕	電 話 FAX メール	() () () () @
相談内容	該当するものすべてに☑をして下さい。 ☐ 確定申告 (☐ 個人事業所〔 ☐ 青色 ・ ☐ 白色 〕 ・ ☐ 事業主等) の相談 ☐ 消費税の相談 (☐ 簡易 ・ ☐ 本則)		
提出希望	☐ あり ・ ☐ なし ※ありの場合：携帯電話		

※非会員の場合は、随時入会可能です。この機会に入会していただければ事前予約・提出等利用可能です。入会手続き等については、お気軽にご相談ください。

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供の為に利用する他、研修会参加者の実態調査・分析のために利用することがございます。

☞相談希望日【ご希望の欄に「○」して下さい。】※相談時間は、お一人様30分です。

月 日(曜日)	午前の部【10～12時】	午後の部【13～15時】	備考
2月18日(月)			午前のみ
2月19日(火)			午前のみ
2月20日(水)			午前のみ
2月21日(木)			午前のみ
2月22日(金)			午前のみ
2月23日(土)			
2月24日(日)			
2月25日(月)			
2月26日(火)			
2月27日(水)			
2月28日(木)			
3月 1日(金)			

※申込順に予約受付をさせていただきます。日程調整後、改めてご連絡いたします。

(調整の都合上、大変お手数ですが、複数に「○」をお願いします。)

☞提出と返却について【お急ぎの場合は、各自、税務署または市役所へ提出して下さい。】

お預かり期間	返 却	税理士の確認	備 考
2月1日～3月 1日	3月 5日 10時以降	あり	相談会を利用可能
3月4日～3月 8日	3月12日 10時以降	なし	

※3月11日以降は、納税期限の関係もありますので、各自、税務署または市役所へ提出して下さい。

【控除証明書等の添付書類が不足している場合【税務署での受付が不可】は、お預かり出来ませんのでご了承下さい。】